

鳥海山避難計画（火口周辺地域）【概要版】

1 計画の目的

本計画は、鳥海山において噴火に伴い火口周辺地域に影響を及ぼす火山現象（大きな噴石及び火砕流・火砕サージ）が発生し、又は発生が想定される状況が噴火警戒レベルに応じて高まった場合に、火口周辺地域における登山者・観光客等が混乱なく迅速な避難を実施するために策定するもの。

2 避難対象者

鳥海山の噴火に伴う火山現象の影響を受ける火口周辺地域の登山者・観光客等

3 計画の対象となる噴火警戒レベル

・「噴火警報（火口周辺）」（噴火警戒レベル2又は3）が発表された場合

4 計画の避難対象となる火山現象

大きな噴石及び火砕流・火砕サージ

5 避難対象範囲

（1）想定火口域全域を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合

- ① 噴火警戒レベル2が発表された場合
 - ・大きな噴石の影響範囲である想定火口域から1.5kmの範囲
- ② 噴火警戒レベル3が発表された場合
 - ・大きな噴石の影響範囲である想定火口域から4kmの範囲
 - ・火砕流・火砕サージ（中規模）の影響範囲

（2）想定火口域新山周辺を対象に噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合

- ① 噴火警戒レベル2が発表された場合
 - ・大きな噴石の影響範囲である想定火口域から1.5kmの範囲
- ② 噴火警戒レベル3が発表された場合
 - ・大きな噴石の影響範囲である想定火口域から4kmの範囲
 - ・火砕流・火砕サージ（大規模）の影響範囲

6 火口周辺規制及び入山規制

噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合、関係機関は「鳥海山火山防災対策」に基づき、登山道の閉鎖及び道路閉鎖等の規制を実施する。

なお、登山道については、噴火警戒レベル2に引き上げられた段階ですべての登山道を閉鎖することとしている。

7 避難情報の発令基準

（1）噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表された場合

気象台が発表する警戒範囲（想定火口域から概ね1.5kmの範囲）に避難勧告を

発令し、火口周辺規制を実施する。

(2) 噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合

気象台が発表する警戒範囲（想定火口域から概ね4kmの範囲及び火砕流・火砕サーージに警戒が必要な河川沿いの地域）に避難勧告を発令し、入山規制を実施する。

8 避難経路（緊急下山ルート）の設定

鳥海山において火口周辺地域から避難（緊急下山）する場合の避難経路（緊急下山ルート）を設定。

なお、設定する避難経路は、突発的に小規模な水蒸気噴火が発生した場合、又は噴火が発生していない状況で噴火警戒レベルが2又は3に引き上げられた場合を想定した。

（避難方法）

- ・ 想定火口ゾーン内の登山者・観光客は、一番近い避難経路（登山道）を使用して緊急下山する。ただし、火口が判明した場合は、火口から離れる方向へ避難する。
- ・ 噴火警戒レベル2及び3の避難勧告区域内の登山者・観光客は、位置する登山道を使用して緊急下山する。
- ・ 突発的な噴火による噴石の飛散がある場合は、急いで火口から離れる方向へ避難するとともに、危険を少しでも軽減するため、近くの緊急避難場所や大きな岩陰等に一時的に緊急退避する。

避難経路の例として、想定した登山者・観光客が滞在する場所からの避難経路を示した。

- ・ 登山者・観光客等が新山にある鳥海山大物忌神社付近に滞在していた時、新山を噴火口として突発的に水蒸気噴火が発生した場合
- ・ 登山者・観光客等が鳥海湖近くにある鳥ノ海御浜神社付近に滞在していた時、鳥海湖を噴火口として突発的に水蒸気噴火が発生した場合

9 緊急退避場所

突発的な噴火による噴石の避難がある場合に一時的に緊急退避する緊急退避場所を設定する。緊急退避場所は、噴火警戒レベル3の警戒範囲内に位置する18施設。

10 登山者救護地点の設定

突発的な噴火発生の際に、避難（緊急下山）した登山者・観光客の救護や輸送等に対応するため、警戒範囲（避難勧告区域）の外側に、必要に応じて下山者救護地点を設定し、市町、消防及び警察の職員を配置する。

11 輸送力の確保（27～28 ページ）

避難所までの避難手段は、原則として徒歩又は自家用車による自力避難とするが、市町が必要と判断した場合は、輸送車両を確保し現地に派遣し輸送する。

(市町が確保する所有車両又は民有車両)

- ・由利本荘市 68台 1,587人
- ・にかほ市 11台 355人
- ・酒田市 50台 2,019人
- ・遊佐町 15台 678人

12 避難できなくなった登山者・観光客の安全対策

- ・市町は必要に応じ、消防による救助のほか、警察、海上保安部又は県消防防災ヘリコプター等による救助を要請する。(海上保安部への要請は、県が集約、調整のうえ行うものとする。)
- ・市町は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は噴火の可能性が高まっている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊を要請するよう求める。

13 登山者等の努力義務

登山者等が登山の対象が活火山であることを認識した上で、その危険性を十分に理解し、自らの安全を確保するための手段を努力義務として記載。

(登山者等が講じる手段)

- ・噴火のおそれに関する火山防災情報の収集
- ・登山届の積極的な提出
- ・登山中における連絡及び情報収集手段の確保(携帯端末、携帯ラジオ等の携行)
- ・登山に適した衣服の着用
- ・ヘルメット、懐中電灯及びリュックサック等の装備品の携行 など

14 避難計画の実効性を確保するための措置

鳥海山火山防災協議会又は各構成機関は、登山者・観光客等が混乱なく迅速な避難を行うことを目的に必要な訓練を実施し、訓練により得られる教訓を精査し、今後の避難計画の修正等に反映させるものとする。

また、市町は、鳥海山の火山活動の状況や噴火警戒レベルに応じ、登山者・観光客等が混乱なく迅速な避難ができるよう、火口周辺地域の施設等に対する説明会等を必要に応じて開催するものとする。